

公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について

1 制定理由

地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から地方独立行政法人法（以下「法」という。）も一部改正され、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の役員等の損害賠償責任について、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免除する旨を業務方法書で定めることができることとなった。

この法の改正は、役員等の損害賠償責任が無限に広がりかねないとすれば、適切な人材を得られなくなる恐れがあり、法人の適切な運営を損なう可能性があることから、役員等の損害賠償責任を一定の合理的な範囲内において軽減することを目的としている。

本市においては、地方独立行政法人法施行令（以下「政令」という。）の内容を踏まえ、役員等の法人に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額を定めるため条例を制定するもの。

2 制定概要

(1) 法令の内容

免除する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準

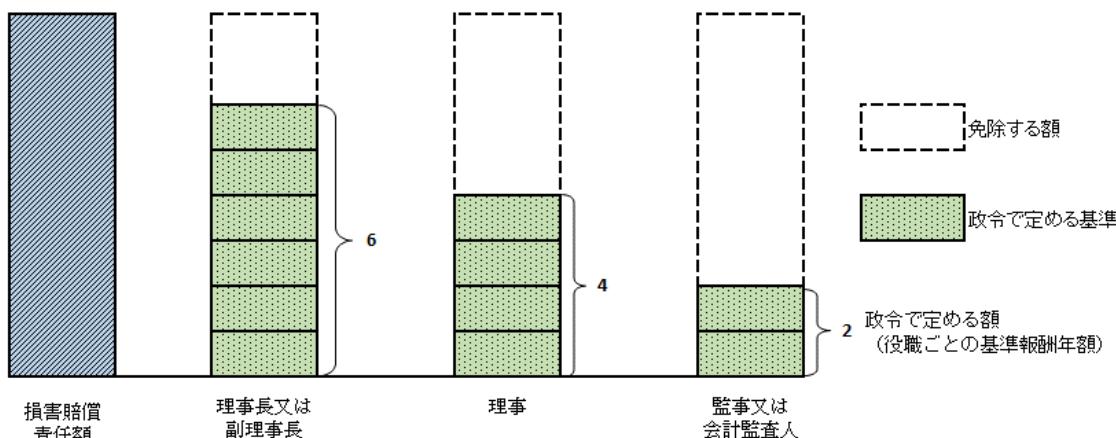
$$\text{政令で定める基準 (参酌基準)} = \text{基準報酬年額}^{\ast 1} \times \text{乗数}^{\ast 2}$$

※1 報酬（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を含む。）、退職手当の一事業年度当たりの額に相当する額

※2 役員等の職責に応じて、基準報酬年額の2倍～6倍で設定

乗 数	役 職
6	理事長又は副理事長
4	理事
2	監事又は会計監査人

(参考：損害賠償責任額と免除額)



(2) 条例の内容（損害賠償責任額から控除する金額）

免除する額=損害賠償責任額-条例で定める額…政令で定める基準と同額【自己負担額】

※本条例の施行を受け、法人が業務方法書（地方独立行政法人の具体的な業務の方法の要領を記載したもの）を変更し、市の認可を受けた日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用される。

3 施行期日

施行期日は公布の日とする。